○北海道警察警備隊規程の運用について

平成５年10月1日
道本例規(備)第47号

／警察本部各部、課(室・隊・所)長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

改正　平成９年８月12日道本例規（務）第29号、11年３月９日第11号

この度、北海道警察警備隊規程（平成４年北海道警察本部訓令第24号）の一部を改正し、平成５年10月1日から施行することに伴い、次のとおり訓令の解釈及び運用方針を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、次の通達は、廃止する。

○北海道警察警備隊規程の制定について（昭和44．５．30道本例規（備）第46号）
○北海道警察方面警ら隊規程の運用について（平４．10．16道本例規（備）第49号）

記

１　改正の趣旨

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年公安委員会規則第２号）の一部が改正され、附置機関である方面警ら隊が廃止されたこと等に伴い、北海道警察警備隊員（以下「隊員」という。）の指定を受けた者が各所属に配置されたことから、その効率的な運用を図るため所要の改正を行うものである。

２　改正の要旨

⑴　指定書の交付により隊員であることを明確にすることとした。
⑵　出動等の要請手続を整備した。
⑶　北海道警察警備隊（以下「警備隊」という。）の編成基準を明らかにした。

３　解釈及び運用方針

⑴　任務等（第２条関係）

警備隊の任務のうち、「各種一斉取締り等」とは、交通違反、暴走族、暴力団等の一斉取締り等をいう。

⑵　組織及び編成（第３条関係）

警備隊の大隊本部の事務は、警察本部警備課実施係が担当することとし、方面本部警備課及び警備隊員が配置されている所属（以下「警備隊配置所属」という。）との連絡調整、訓練計画の策定等の事務に当たるものとする。

⑶　隊員の指定等（第４条関係）

ア　隊員の指定は、指定書を交付して行うものとする。
イ　指定の解除は、原則として文書により通知するものとする。
ウ　指定及び解除の手続は、警察本部警備課において行うものとする。
エ　「その他の理由」とは、退職、転勤等をいう。

⑷　服務期間（第５条関係）

隊員の服務期間は、原則として２年とする。ただし、機動隊及び方面本部警備課（以下「機動隊等」という。）に所属する期間は除く。

⑸　活動の記録（第６条関係）

活動記録簿は、警備隊の大隊本部及び各小隊に備え付け、部隊動員された場合は活動内容を記録し、翌月の10日まで警備部長及び方面本部長（以下「警備部長等」という。）に報告するものとする。

⑹　教養訓練（第７条関係）

ア　警備隊の教養訓練の基準は、原則として次のとおりとする。

㈠　警察学校に入校して行う集合訓練は、年度を２期に分け、１期おおむね20日間実施するものとする。

㈡　警察本部又は方面本部の警備課長（以下「本部警備課長」という。）が、指定する場所で行う訓練は、毎月２日間以上各小隊ごとに行うものとし、道外派遣、大規模警備実施等が予定される場合には、所要の事前訓練を実施するものとする。ただし、集合訓練又は事前訓練を実施した月は、当月の訓練を省略することができる。

イ　警備隊配置所属の長は所属隊員に対し、常に基礎体力の維持向上に努めさせるものとする。

ウ　警備隊の教養訓練計画は、前月の10日までに警備部長（札幌方面以外にあっては当該方面本部長）が定め、警備隊配置所属の長に通知するものとする。

エ　教養訓練実施結果表は、大隊本部及び各小隊に備え付け、毎月の教養訓練実施結果を記録し、翌月の10日まで警備部長等に報告するものとする。

⑺　出動等の命令（第９条関係）

ア　警察本部長又は方面本部長の出動・待機（以下「出動等」という。）の命令は、本部警備課長を通じて警備隊配置所属の長に対して行うものとする。

この場合、本部警備課長は、あらかじめ警備隊配置所属の長との必要な調整を行うものとする。

イ　出動等の命を受けた警備隊配置所属の長は、所属の隊員に対しその旨を指示するとともに確実に応召させるものとする。

⑻　標章（第12条関係）

ア　機動隊等に勤務する隊員は、原則として制服及び出動服に北海道警察機動隊規程（昭和42年本部訓令甲第３号）に定める標章を着装するものとする。

イ　機動隊等以外に勤務する隊員が、警備隊の業務に従事する場合は、制服及び出動服に前記アの標章を着装するものとする。

⑼　隊員名簿（第14条関係）

警備隊配置所属の長は、異動の都度、北海道警察警備隊隊員名簿を作成し警備部長等に報告するものとする。